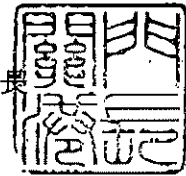


港長公示第8号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和6年10月3日

関門港長



関門港小倉区における航泊の禁止について

北九州市小倉北区浅野3丁目3 あさの汐風公園沖において、花火の打ち上げが行われるため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該行事に従事する船舶及び緊急用務船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和6年10月14日（月）午後7時50分から午後9時10分までの間。

ただし、午後9時10分以前に終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区 域（航泊禁止区域略図参照）

次の①③及び②④の地点を結んだ線により囲まれた海域。

- | | |
|------------------|------------------|
| ①北緯: 33度53分36.1秒 | 東経: 130度52分50.8秒 |
| ②北緯: 33度53分46.0秒 | 東経: 130度53分03.0秒 |
| ③北緯: 33度53分33.1秒 | 東経: 130度53分06.0秒 |
| ④北緯: 33度53分36.2秒 | 東経: 130度53分17.3秒 |

3 備 考

- ① 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船2隻が配備される。

航泊禁止区域を明示するために上記4地点に黄色点滅灯が設置される。

- ② 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同船艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略図

